



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(四件)……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部街路計画課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……二
- ……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(同)……三

告示 (海区漁業)

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……六
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……六
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……七
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……七
- 肥料検査成績の公表……八
- ……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……八
- 東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程……九
- ……(東京都職員共済組合)……九

告示

●東京都告示第六百六十二号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 足立区 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種 百五十号舎人五丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 足立区舎人五丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第六百六十三号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 足立区 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種 百四十九号西新井四丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 足立区西新井四丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第六百六十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第一号線
- 三 事業施行期間 平成二十五年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 東村山市本町一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第六百六十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十五年十二月十日

- 一 施行者の名称 東京都知事 猪 瀬 直 樹

●東京都告示第千六百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東日暮里二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図

<起点>
起点は、荒川区東日暮里二丁目1810番の最北端とする。

凡 例	
---	筆境界線
---	単位区画境界線
////	形質変更時要届出区域
—	調査対象地

<格子の回転角度>（2度3分）
格子の回転角度は、起点を通り、東西南方及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

